

第 8 次 第 5 回 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時 : 平成 22 年 10 月 21 日 (木) 13:30～15:00

会 場 : 市役所本庁舎 9 階 議会大会議室

出席委員 : 11 名

会 議 録 :

(若林室長)

定刻となりましたので、ただ今より始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、司会を担当いたしましゼロゴミ推進室の室長の若林でございます。よろしくお願いたします。

本日は、委員 20 名中現在 11 名の出席をいただいております。「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」によりまして、審議会の成立の要件であります半数以上の出席をいただいておりますので、ただ今から第 8 次第 5 回苫小牧市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

開催にあたりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆さん大変お忙しい中、第 5 回の本審議会にご出席いただきましてありがとうございました。

今回は第 4 回の審議会に引き続きまして、家庭ごみの有料化について、検討していただくこととなります。

第 4 回審議会の開催後は、いろいろ家庭ごみ有料化につきましては、新聞報道等を目にすることも多いため、当審議会といたしましても、慎重に幅広い審議を進めていかなければいけない、と感じているところでございます。

前回は、市長さんから諮問を受け、家庭ごみ有料化を議事とする初めての審議会の開催でございましたが、非常に皆様から活発なご議論をいただきまして、会長といたしまして、非常に心強く感じているところでございます。

今回も各委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

簡単ではございますが、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(若林室長)

ありがとうございました。それでは会議規則に従いまして、会議の進行を会長にお願することといたします。

なお、進行にあたりまして、前回の会議の際にもお願申しましたが、ご発言なされる場合には、委員の皆様の前にありますマイクの赤いランプが点灯していることをご確認していただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いたします

(会長)

それでは、会議の次第に従いまして会議を進めていきます。

本日の審議会の時間は約 2 時間を予定しております。概ね 3 時半を目処として考えておりますので、議事進行への協力をよろしくお願いたします。

審議に先立ちまして、会議録に関し事務局より提案があるようですので、よろしくお願いたしま

す。

(若林室長)

それでは、皆様にもちょっとおはかりしたいことがあります。すでに第4回審議会の会議録を送付させていただいております。皆様にご承知していただければということで、こういった審議会でございますので、情報公開の観点から、今後、ホームページへの会議録の公開をしていきたいと考えております。

ただ、公開されるということで、委員の皆様が、ご発言を躊躇されるだとか、そういったことで、活発なご議論に支障をきたすというようなことも考えられないわけではないので、例えば、委員であれば、お名前ではなくてA委員だとかB委員だとか、そういった「発言されている委員が特定されないような形」で公開を考えておりますがいかがでしょうか、というご提案でございます。

他の審議会、市もでございます。そういったものを参考にいたしますと、個人名を入れているところもでございます。それから完全に名前のない、ただ「委員」と書いているところもでございます。そういった掲示をしているところもでございます。あと、要約版ということで、内容を簡略化したものでやっているところもでございます。特にこれでなければならぬという決めはないのですけれども、私どもとしては、今、言ったようなことで、ホームページに掲載したいと思っておりますので、皆様のご意向をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

ただ今の事務局からの提案に対しましては、この会議の発言に対しまして、発言者の実名を公表していいか。あるいは、略して、Aさん、Bさんというふうな形のほうがいいか。その辺の提案でございますが、皆様、いかがお考えありますでしょうか。ご発言、よろしく願いいたします。

はい。

(A委員)

審議会の内容をですね、公開するって言うのは、当然、当たり前なことでありまして、市民に発表することは何もやぶさかではないんですけどもね。ただ、一般市民がどういうことを關心持っているかという、審議会の中でどういったことを議論しているかの方が中心だと思うんですね。ですから、私は名前出すことはかまいませんけども、あえてそれまで必要性があるのかどうなのかという。市民の方っていうのは、今、言ったように審議会ですらどういったことを議論して、どういう方向で進んでいこうとしているのか。そのことが一番關心あることですからね。誰がどんなこと言ったかっていう、そんなこと関係ない話だと思いますのでね。これは私の意見として。

(会長)

はい、ありがとうございます。

名前を公表してもかまわない。むしろ、この審議会の内容を皆様に周知・徹底させる方が重要だっというご意見でございます。

他にございませんか。

(B委員)

私は、名前はあえて出す必要はないんじゃないかなと。内容は一緒です。審議の内容はどういう経緯で決まっていたのか。どういう流れで審議されたのか。こういう内容をまず重視するというところで、個人名は出す必要はないんじゃないか。こういうふうに思います。

(会長)

議事録にはあれですか。委員とかそういう形で...A委員...そうですか。

はい、他にございませんか。はい。

(F 委員)

私はですね、こういう審議員に任命されて、その組織団体とか、そういうところから後押しされているのであれば、堂々と名前を出して市民に... Fというのはこういうふうに発言したと、公表していくということも必要じゃないかと思います。

(会長)

はい、他にございませんか。

無いようでしたら、今日出席の皆様の挙手で決めたいと思いますが、よろしいですか。はい。

(A 委員)

私は、自分の名前を公表することはやぶさかでないんですけども、先ほど事務局が言われましたように、名前を發表することによって、やっぱり、なんて言うんですかね。委員の発言の中身というのが、逆にマイナスになったら困るなって、そういうものもあるんですよ。私は個人的には名前を出すことはかまいませんけど。ただ、市民の方っていうのは、今言ったように、審議会でどういったことを議論しているかってことが、中心になっているわけですからね。中には名前を出してほしくない人もいるわけですから、多数決というのは、ちょっとどうかって思いますよね。もうちょっと、その辺で議論した方がいいんじゃないかと思います。

(会長)

今の意見に対しまして、他にございませんかね。確かに個人情報とか、いろいろと世の中の反応を見ますと、難しいところもありますが、個人名ではなくて、先ほど出ました A 委員、B 委員、C 委員、あるいは頭文字をとってですね。F 委員とか M 委員とかですね、そういう標記もあるんですが、どうでしょうか。A とか B とか、そういう表現でよろしいでしょうかね。

よろしいですか。そういう標記で、A さん、B さん、いえ、A 委員、B 委員。それで、その方の発言内容を議事録として載せるというふうな形でよろしいですか。

はい、それでは皆さんそういう意向なので、そういうふうなことで進めさせていただきます。

続きまして、審議事項であります「家庭ごみの有料化」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(安友主査)

<説明省略>

(会長)

はい、ありがとうございます。

議事進行につきましてですね、ひと言、説明を申し上げます。第 5 回の審議会の資料を説明につきましては、4 項目ございまして、1 項目ごとに説明がございまして、1 項目ごとにですね、皆様のご意見、質問を受けて、また終わりましたら、全体的に質問を受けたいというふうな形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今の説明に対しまして、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。はい。

(C 委員)

ちょっと教えていただきたいんですけども、今、削減効果について 25% ぐらいというお話がございました。実施前にですね。例えば、1 人あたりのごみ量の原単位がどのくらいなのか。それが実施後どれくらい原単位になったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。それと、ごみの組成がどういうものが減っているのか、ということがわかればありがたいです。それから、もう一つですね。例えばプラスチックごみが資源化になったとして、ごみのカロリーですね。それがどれくらい程度下がってもいいのか、ということ、わかれば、わかる範囲でいいのでちょっと教えていただければ、ありがたいと思います。

(会長)

はい、事務局の方、よろしく願いいたします。

(安友主査)

それでは、私の方から説明させていただきます。総量で、家庭ごみの総量で言わせていただきますと、平均で言いますと、295 kgであったものが 223 kgに直近でなっております。

(会長)

おわかりになりますか？

(C 委員)

原単位がどのくらいであったのか、知りたい。

(安友主査)

少々、お待ちください。

(会長)

後ほどまた、計算でわかりましたら、ご説明するというので、次に進んでよろしいですか。

次、お願いします。こちらの質問まだ 2 項目ありますが、併せて、最初の質問に対しては、また、後ほどご説明を申し上げるとして、次の方、D さんどうぞ。

(D 委員)

資源物に関してなんですが、札幌市は、その他の紙類というものもいれているんですけども、この 13 の都市の中で、どのような資源物、その他の紙も資源物として集めているのかどうか。その資源物の内容についてわかる資料というのがありましたら教えていただきたいんですけども。

(会長)

資源物の内容についての質問でございます。よろしく願いいたします。

(西田課長)

私の方から、お答えさせていただきます。全部ではないんですが、例えば、札幌市ですと、ビン、缶、ペット、容リプラ、雑紙、枝葉、草、あと危険物としてはスプレー缶だとか、カセットボンベだとか、そういうものが資源物の方に入ってきてます。旭川市あたりですと、容リのプラだとか、容リの紙、缶、ビン、家庭の金物だとか、紙パック、ペット、ダンボール、廃食油、布、剪定枝なんかが入っております。函館市はですね、容リのプラ、缶、ビン、ペット、乾電池なんかが入ってますね。釧路市ですと、資源物としては、古紙、缶、ビン、ペット、布、トレイ、容リプラ、枝葉、落ち葉、草だとか、そういうものが入っております。帯広市は、容リの紙、容リのプラ、ビン、缶、ペット、紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、トイレトペーパーの芯なんかが入ってます。各市、それぞれ若干ずつ違いますけども、似たような形で、容リのプラだとか、ビン、缶、ペットだとか、そういうものが入っております。あと特徴があるのは、枝だとか、草だとか、そういうものも入っているところもございます。

(会長)

はい。

(D 会長)

出来れば、次回までに、ちょっと、一覧表、紙でいただいでよろしいでしょうか。お願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

次回までに一覧表で委員の皆様にご提示を申し上げるということでよろしいですね。はい。
次の方、ございませんか。はい、どうぞ。

(B 委員)

4 番目の指定ごみ袋の種類のところですね。先ほど、4 分類の小・中・大・特大の比率と、それから極小入ったときの、ごみ袋の比率が大きく違うデータが出ていたんですけれども、それによってごみの減量ってのが差があるんでしょうか、無いんでしょうか。ごみ袋が極端にですね、例えば、5 分類しているところが、10 ㍓と 20 ㍓を併せて 61%、これが中心なんですね。4 分類のところは 20 ㍓と 30 ㍓で 63%あってですね、極端に構成比が違うんですよ。これによる家庭ごみの減量って言うのが大きく違うのか、違わないのか。もしデータが無ければ、ちょっと、その辺も一回分析していただければなあと思います。

(会長)

はい、事務局の方、説明をよろしくお願いいたします。

(安友主査)

私の方から説明させていただきます。5 分類と 4 分類ですと、4 分類の方が、1 割程度、ごみ袋の販売枚数で言うと多くなっております。販売枚数ですね。ですから、4 分類の方が若干、ごみ排出量が多い傾向にあります。ただですね、これは、母体がですね、13 市がございませんので、一概にこれが正しいということではないと思うんですよね。

続いて、先ほど C 委員からご指摘のありました原単位の件について説明させていただきたいんですが、ここで数字で直接使っている原単位としては、kg/人・年で、1 年間の 1 人当たりのごみ排出量をキログラム、を原単位としております。これを、よくまちなどで公表しております 1 人 1 日当たりの単位に換算しますと、大体平均しますと 800g 程度であったものが 600g 程度に減少しております。

(会長)

はい。

(B 委員)

先ほどの説明でいきますと、4 分類の方が販売枚数が多いってことは、それは人口比率、世帯比率に対して多いってことなんですか。4 分類の方がごみ袋の販売量が先ほど多いって、1 割ぐらい多いっておっしゃったのは、それは何に対して 1 割ぐらい多いってことなのか。世帯数で割った分が多いって言うことなのか。私、言いたいのは、家庭で出すごみは、どちらの方が効果があったかというのを知りたいんですよ。非常に構成比が違いますからね。だから、その辺がもうちょっとわかればね。これ一番身近なことなんで、その辺もし今無いなら一度分析して出していただければなあって。

(本波部長)

いろいろ分析できてなくて申し訳ないです。この 4 分類と 5 分類の理由よくわかりませんが、たぶん 5 分類の方が小さい、市民の方は出すごみの量に合わせたごみ量、ごみ袋が一番経済的なわけですから、そういう選択をすることになります。それで、そういった選択をしたいというご希望が強かったんだろうと思います。一般論で言うとはですね、私なんかは 4 分類だろうが 5 分類だろうが、ごみの減量効果とはイコールではない。どちらで出してもリッター当たり 2 円っていうことは変わりませんので、そんなふうに思います。ちょっと先ほど答えた内容とは違いますけど、もう少しですね。ちょっと分析しないとわからないんで、それも併せて次回のときにご説明したいと思います。

(会長)

次回の説明でちょっと詳しい内容をお知らせするというでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。その他にございませんか。事務局の方向か…

(引地課長)

すみません。先ほどの C 委員からのご質問ですが、遅くなりました。ごみのカロリーですが、現在、収集しているごみ、約 2 キロカロリーあります。焼却炉で最低どこまでおとして焚けるのかっていうご質問だと思いますが、糸井、それから沼ノ端、両方とも同じで、1 千 2 百カロリーまで助燃を使わないで燃やせることができます。以上です。

(会長)

C 委員の質問事項に対しては、次回までに詳しくお願いするというところでよろしいですね。

F 委員、どうぞ。

(F 委員)

私はちょっと、前回の苫小牧市が有料化を実施することの諮問したことになった経緯について、ちょっと質問させていただきます。私の知るところでは、他の市は有料化に踏み切った経緯というのは、ごみの量が増えて、今後、ごみの処分に莫大な経費がかかる。また焼却炉を増設しなければならない。そういうことで、これは市民に一定の負担をもってもらおうという経緯で、他の市は有料化に踏み切ってきたんではと、私は知るところでは、そう考えているわけです。そうして、一定の効果が出たと思うんです。ただ今回、苫小牧市のごみの有料化っていうのは、多少なりとも家庭ごみが減量化されてきて、新しい焼却炉を作るのではなくて、糸井の清掃センターを廃止することを掲げているわけですね。その糸井事業所を閉鎖することが目的になってしまって、ちょっとこら辺が市民にはうったえるところが、ちょっと違うんでないかってことは前回も話したんですけども、そもそも有料化っていうのは、ごみが増えることに対する市民負担ではないかなって思ってるんですよ。施設は、それなりに糸井事業センターが建設、これ昭和 57 年ですか。運営されているときから、おそらくどの会社でも設備とか、そういうものに対して減価償却費っていうのを、積み立ててきてるはずではないでしょうか。そのお金が積み立ててきて、さあ建替時期になったら、それを使うことになっているのに、これを廃止することによって、それを一気に廃止するためには、ごみを有料化して一気に目的を達する、ということであるように私は感じるわけですよ。となると、今まで積み立ててきた減価償却費っていうのは、どこに使われるのか、ということもありますし、そこら辺が私としては納得いかないところがちょっとありますんで。そこら辺、ちょっと説明お願いしたいと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(本波部長)

少し説明させていただきます。他市の有料化はごみの処分にお金がかかる、それから焼却炉の建設をしなければならないところに向けて、ごみの有料化をする。そういう自治体もあろうかと思います。苫小牧市の場合はですね、当時、10 年位前ですと、ごみはどんどん増えていったという時代がございました。その時、苫小牧市の前の計画でいきますと、焼却炉を建てなければならないって言って、どういう体制でいだろうかということで、苫小牧市は東西 2 炉体制でということで、今の沼ノ端が出来上がったという経緯があります。それは、どんどん、どんどん、これからも、減量はがんばるけども、ごみは増え続けるんじゃないか。それに対処しなければならないっていうような考え方だったと思います。現在では、不況なことが主原因、それも不況で経済活動が沈滞しているということと、それから市民の間で、世界的にって言いますか、日本的にもそうでしょうけど、環境問題ということで、資源を大切にしようという動きがあって、それもあいまってですね、ここ数年、ごみは減量傾向にあります。その中でですね、私この間申し上げたのは、一般論としてですね、これからどんなにごみが減ろうとですね、もっと減らさなければならない。それは有限な資源を何とか有効に使っていきう、という一般論としてのごみの減量というのは当然でございまして。それに加えてですね、このタイミングというのは、苫小牧市としてはですね。今は 3 炉体制です。沼ノ端が 2 炉で糸井が 1 炉で 3 炉

で回してますけども、この体制を維持するとすれば、今のごみの量が多少なりとも減量してもですね。大幅に減量をしないとすればですね。糸井の炉は、すでに 28 年経過していて、一般的な炉の耐用年数というのは間もなくだろうという具合に言われている。もちろんお金のかけ方によって、いろいろあるんでしょうけど、そういうときにですね、糸井を建替えて相変わらず 3 炉体制でいくのか。2 炉でいくのか、という岐路に立たされている、というのが現状認識でございます。その時に大幅にごみを減量することができればですね、糸井の建替をしなくても済む可能性が大きい。そういうことで今回有料化をお願いしたいということになっているわけです。その動機はですね。他市でですね、これからごみがどんどん増えていけば焼却炉を建てなければならぬ、それを何とか止めたいというのと、動機としては似たような感じになるのではないかと、私たちは思っております。

それから減価償却費との関係です。企業では減価償却という概念があります。公会計、お役所ではそういう概念はありません。それで、平準化、100 億なら 100 億というお金がいったんにかかるわけですね。それをそのときの納税者、そのときの納税者だけに負担させるということは合理的ではないということで、単純に言えばですね。ごみで言うと 100 億のうち 50 億くらいは国から補助金をもらう。残り 50 億はお金を借りるっていうやり方をします。そのお金を借りた 50 億を 15 年とか 20 年にわたって、少しずつ返済していく。そうすると結果的には、税負担で言うと、その 15 年間の方がですね、均等に負担したことになる。こういう理屈でですね、やっております。だから、負担は均等化される。で、企業のように減価償却費と言う形でお金が裏に積み立てられているわけではない、と言うことです。ですから、これから私どもが、例えば、糸井を建替える、どっかの場所に建替えるとするればですね。50 億とか 60 億とか言われていますけども、半分ぐらいは補助金で、残り半分ぐらいはまたお金を借りて、それをそれから 15 年なり 20 年なりの人が返済していく、と言うような形になるかと思えます。したがって、F 委員おっしゃるような、今、積み立てているお金がほしくてですね、有料化するのか、っていう議論ではではないということ、是非、ご理解いただきたいと思えます。

(会長)

はい、ありがとうございます。F 委員、よろしいでしょうか。

(F 委員)

他の市とね、他の市では増設を止める。先ほども言ったように。苫小牧は炉を一つ減らすと言う。はっきり言って、それが市民負担になるのかなっていう感じが否めないですけども、わかりました。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他にございませんか。

(A 委員)

今の関連なんですけどもね。今回のごみの有料化って言うのは、糸井の施設を廃止するのが有料化の目的ではなくてね。有料化の目的って言うのは、ごみを減量することにあるわけですよ。ごみを減量して行って、有料化で減量して行って、結果的には糸井の施設が必要なくなると、沼ノ端の 2 つの炉で間に合うと。ですから、糸井の施設をなくすための有料化ではなくて、ごみを減量して減量して、その結果、糸井の施設が必要なくなると。こういうふうに考えていかないとですね、糸井の炉を廃止するために有料化するんだとなると、ちょっと捉え方がおかしくなると言うふうに思うんですよ。ですから、その辺、ちょっとはっきりしていただきたいのと、もう一つ、4 月から廃プラが分別収集されていると。昨日だか今日の新聞に出ていましたけども、目標の 60% にしか達していないと。今、これから、この間新聞見たらですね。苫小牧市として紙も分別収集しますと、これは 2013 年でしたかね。議会かなんかでそういう答弁されてましたよね。こうやって分別をどんどん、どんどん進行させるのはいいんですけど、最終的に可燃ごみはどういった種類が残るのかね。生ものだとか、そういったものに限定されてくると思うんですよ。ですから、その辺の内訳って言うんですかね。ですから、そのときに可燃ごみを有料化したって、量的にはそんなに大きくはならないと思えますか

らね。ですから、これからまた紙の分別収集だとか、そういったことが進めば、本当に可燃ごみを有料化して、何かメリットがあるのかなって言う気もしますし、逆に廃プラの方がどんどん増えてくる。不燃ごみがどんどん増えてくると、そういったことも考えられるでしょうし、もう一つは不燃ごみはですね。こういった袋使うのもかまいませんけども、不燃ごみの中にはかなり重量的なものもあるんですよ。本当に袋に収まるのかどうなのかって言う。今、ごみステーションなんかを見てもですね。段ボール箱にどさっと入れてね、そのまま排出すると。ですから、こうやって袋に限定されてしまったときに、本当にそれで収まるのかどうか。またダンボールで出したときに持って行かないのか。要するに、収集しないのかどうなのか、って言う問題も出てきますからね。その辺も、有料化が決まったわけではないですけどもね、有料化したときに、そういった問題がおきてくると。

(会長)

はい、ありがとうございます。質問内容の中にですね。これから説明事項として、まだ3項目残っているんですが、その中に関係することたくさんあると思いますので、最後にまた質問をお受けしますが、この説明を続けていってよろしいでしょうか。

はい、それでは、第二項の説明について、お願いをいたします。

(山村副主幹)

<説明省略>

(会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明の「家庭ごみ等の処理施設及び処理費用の現状」についての説明の中で、何か皆様の方で、ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いたします...

あとの一緒に説明してもらいましょうか。はい、よろしいですか。

あとの2項目も説明をしていただくと。その後にご質問、ご意見を伺うということで、進めてまいります。それでは次の説明をお願いいたします。

(西田課長)

<説明省略>

(会長)

はい、ありがとうございました。

今の説明で一通り、第5回の審議会の資料について、説明は終わりました。皆様のご質問、ご意見をこれから伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

全体的なこと、個別のこと、なんでも結構でございますので、よろしくお願いたします。はい。

(C委員)

ちょっと教えていただきたいんですけども、今、説明をいただいた1章のところの10ページのところで、埋立満了時期が、沼ノ端の場合は、現状のままだと27年度、それが2年間延長できるよって言う話なんですけど、実際に29年度になると、もう満杯になった状態で、敷地的には用意されているのかどうか、ちょっと教えてください。

(会長)

はい、沼ノ端の埋立状況ですね。はい。

(引地課長)

沼ノ端の埋立処分場について、27年度が満杯になるのが、減量された場合に2年間延長されて、29年度までもつという、その件でございます。これはですね。敷地は、一応、用意しております。予定されているというか、もともとそのための使用目的を考えていたもの、と言うふうに聞いておりま

す。

(会長)

よろしいですか。はい。他にございますか。はい、どうぞ。

(E 委員)

今回、こういったごみ問題ですね。糸井の清掃センターの老朽化、というところが一つ出ていてですね。考え方としては、沼ノ端の方にですね、2つ炉があるから、そちらに全てをですね、集約させていきたいんだ、というお話が一つありました。ただ、当初ですね。苫小牧、東西に長い市ですから、やはり西側のところの処理場、そして東側のところの処理場。やっぱり、当初、作った目的としては、うまい具合にですね、東西を均衡的にごみ処理をするという名目でですね、できた施設だと思っているんです。私、個人的な考えとしてはですね、やはり苫小牧の西側にもですね、一つごみ処理のセンターがあった方が好ましいんじゃないのかなって言うふうには思っています。今、老朽とは別としてですね。なぜかって言うとはですね、今後ですね、糸井がもし廃止されて、沼ノ端だけにですね、なったときに、やはり西側のですね、住民のごみが全部、沼ノ端に行くわけですね。そうすると、当然、道路を通って沼ノ端に行くわけで、今、ここ最近ですね。東側、特にイオンを中心として、あそこの通りが交通渋滞がですね、激しくなっていると言う、こういった中で、果たして本当に東側のね、しかも向こう側だけにですね、ごみ処理場をですね、置くっていう考え方でいいのか、っと言う一つ、ちょっと、私は疑問を持っているんです。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。はい。

(本波部長)

委員、おっしゃるとおりだと思います。当初、先ほど申しました、東西、糸井と... その時、糸井なるかどうかは別として、二箇所体制と言うことで。おっしゃるとおり、搬送の距離の問題から言いましても、そういうことになるんだろうと思います。ただ、今に至ってですね。総量としてですね、もし間に合うと言うことであれば、わざわざ、こちらにやることも無くて、当面、沼ノ端のみの焼却になる。これが、その次の時代になった場合にどうするか、という問題は、また別途の問題としてあろうと思います。その時に、場所はともかくとして、どういう構造に、焼却炉の体制にするのかって言うことは、その時点でもういっぺん新たに考えなければならない問題だという具合に思います。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にございませんか。はい、Dさん。

(D 委員)

質問なんですけども、埋立地の限界まで何年というふうになっているんですけれども、この場合、ちょっと申し訳ないんですけど、都市計画の方ちょっと見てないのでわからないんですけど、何人…何万人規模、今の通り17万人規模って言うことで換算した数字なんですか。それとも、今後の人口動態を勘案して、こういう数字になったんでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(本波部長)

今回ですね、10ページの有料化を実施したときの、有料化を含めたごみの減量施策を実施した場合の29年と39年というのは、今回のごみ処理基本計画の数字を基に考えた場合、という意味です。ごみ処理... 廃棄物処理基本計画では、人口は概ね横ばいと言うことで、17万人程度って言うことで推移すると言うことで、計算したものでございます。

(会長)

はい、17万人想定だそうでございます。よろしいでしょうか。はい、その他。

(G委員)

私の意見と言うのは、まったく同じ意見だったんですよ。苫小牧の将来の人口推計、どのくらいを言っているのか。それから苫小牧市もいろいろなね、苫東を抱えて、企業誘致だとかいろんなものをね、抱えていますよね。そういう中で苫小牧市って言うのは、今の現状か、これから少子化に向かっていく過程の中で、これから何年後はね、もう人口は増えないんだよと。だから、焼却施設もこのぐらいでいいんだよって言う考え方の中で、これ出てきているものかどうかってことを聞いたかったんですよ。まったく前の方と同じような意見です。

(会長)

よろしいですね。はい、ありがとうございます。その他、ございませんか。はい。

(A委員)

有料化によってですね、ごみの減量効果って言うのが、各市ごとにそれぞれ別々なんですけどもね。例えば、ごみを有料化したからと言って、ごみがゼロになるわけでもありませんし、だいたい普通の市から見ると、だいたい20%~30%ぐらいの減になると。苫小牧市としてですね、なんかそういう減量の目標数値みたいなのをおいているかどうか。それとまだ、有料化の費用がどういうふうに使われるかっていうのがなんも説明ありませんから、そこまでは追求しませんけども、そういった、例えば、このぐらいの数字になったら有料化をやめますとかね。それとも、有料化をそのまま続けるものなのかどうか、その辺、何かあれば聞かせてほしいと思っています。

(会長)

はい。

(本波部長)

A委員の先ほどのご質問も併せて答弁したいと思います。有料化の目的は、おっしゃるとおりごみの減量でございます。有料化は、ごみの減量施策にはいろいろあるのは、ご承知の通りです。例えば、今まで苫小牧市でやってきた廃プラの分別収集だとか、これからやろうとしている紙の分別、そういう資源リサイクルを推進することによってごみを減らしていく。そんな方法もある中で、今、なんて言いますか、ごみ減量化のスタンダードなやり方として、国あるいは道は有料化という経済的な動機付けを活用した減量化をすべきだ、っていう具合に考えております。それで、もちろん、それぞれ早いところだと、平成の早い時期から有料化している自治体もございますし、最近やった札幌市みたいな例もありますけども、それぞれ理由あったんだろうと思います。もちろん、市として、財源確保のためだとかですね、それから少し前ですと、ごみ量がこれから増えていって、ごみにかかる費用はこれからどんどん増えていくだろうと。そのための財源確保で、何とか市民にご負担願いたいというような意図は、それぞれの自治体でたくさんあったんだろうと思います。私どもの方で、今、現在、ごみが少しずつですね。ごみを減量しようっていう意識が、市民の中に浸透してきた。また、不況の影響もあるのか、事業系のごみも減ってきている。そういうような状況でですね、ごみの減量化をさらに進めた場合に... 進める必要が、今のタイミングであるというのは、先ほどお話したとおりです。いろんなことやってきまして、ごみの減量進んでおりますが、今なお、全道の平均よりは高い状況にある。それから、ごみの減量を進めることは、資源の有効活用の観点から重要なことである。それから、今、このままであれば、糸井の炉を建てなければならないという状況になるかもしれないこと、それを回避できる。そういうタイミングで減量を大幅に進めるためには、このタイミングで家庭ごみの有料化をやりたいと、こういうことでございます。それから、廃プラだとかですね、紙だとか、それぞれ減量化の手法ではありますけども、有料化って言うのは、経済的な動機付けによってですね、

ごみを減らしたいという動機付けが働いて、まず、一つは、一番最初には、集団回収って言う市のごみにならない前に集団回収に出そうって動きが、まず加速されるという具合に想定されます。その次には、先ほどお話したように、買うものを減らす。詰め替え容器を買う。つまり、ごみの排出抑制を、っていうのがまず第一に働きます。その次には、出たものはしょうがないんだけど、資源物にすると無料だから、資源物として排出しようということが、次に起きます。それで相対のごみ量としては、二十数パーセントなんだけども、処理をしなきゃならないごみの量、資源物じゃない、資源物以外のという意味ですけども、資源物以外のところでは、もっと大幅な削減が期待できる、というような構造になっているということでございます。廃プラも先ほどご指摘いただいたとおり、残念ながら6割～6割5分といったところの目標には達していないところですけども、これもですね。有料化することによって、そちらの方への流れも出来てくるのではないかと期待しているところですし、紙の分別を有料化に併せて実施したいという具合に考えているのもですね。そうすることによって、市民の負担を、紙を分別していただければ、それは資源で、資源をもし無料にするとすればですね、そういった流れも起きて、そのタイミングが一番、市民にとっても負担が少なくなって良いのではないかと考えているものがございます。全体的に回答になっていなければ、ご指摘いただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。はい。

(D 委員)

意見なんですけれども、まあ、今の論議の中では、排出する市民向けのいろいろな施策が載っているんですけども、事業者側に対する啓発っていうのが、ちょっと足りないのかなっていうふうに感じてます。例えば、私、リサイクル団体連絡協議会に入っております、その中で6缶パックの... ビールの6缶パックがリサイクルできないものだと言うことで、今は燃やせるごみの方に入れましょうということで、お店の方に行きましたら、6缶パックにならない24本入りのものもあるんですけども、直ぐになくなってしまって、例えば、1×24というのがあるんですが、それは24本入りの箱の中に6缶パックごとになっていないのも、実はメーカーで作っているんですけども、どうしても6缶パックのものが店頭で並んでいるということ、そういうものを買わざる終えないようなところもあるので、やはり、前も簡易包装のところ、事業者さんに非常に協力いただいたところもあるので、そういったところの事業者サイドへの働きかけって言うのも、少し盛り込んでいただければなっというふうに... これは意見として述べさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。確かに今おっしゃったような現実はあるんですが、一応、これから資源... いろいろと技術的に開発されて進むような方向も、今後は、将来的には見ていかなければならないというふうな点もあると思うんですが、そういう点でこの問題について、行政側で見ていること、あるいは予想されることなんかはございますでしょうか。はい。

(本波部長)

今、D委員おっしゃったこと、事業者というのは、いわゆる市の事業者、小さい事業者、市の地方の事業者ではなくて、製造業者というような意味合いでお話になったのだろうと...

今のお話でおわかりにならない委員の方がいらっしゃったらと思い、少し説明を... 6缶入りの紙パックで、強度を増すためになんかいろいろなものを入れているんですね。それで、それは何て言いますか、リサイクルに廻らない。製紙の減量としては不適だということになって、集団回収の方とかですね、そういう方が困っちゃうんですね。全部がだめなわけじゃないらしいんですよ。それから、私が聞く話では、再生できる製紙会社さんもおありになるとか、なんかそんな話も聞いて、けっこう、お話がスポッといかないんですけども... たぶん、こういったもの、例えばですね、それが数パーセントなら許容できるけども、1割、2割になると許容できない、とかそういう話なんだろう

と思い聞いていました。それで、D委員なんかが強くおっしゃりたいのは、例えば、拡大生産者責任みたいなお話で、生産するとき処理コストまで含めた形で、生産者が負担する。ひいて言えば、消費者が負担するということですが、そういう形で判断すれば、一番、リサイクルし易い、もしくは資源を無駄にしない形で商品が作られる。そういう考え方を完結すべきだということだろうと思います。そのことについてはですね、私どもも、例えば、全国市長会とかですね、そういった中では、清掃団体の会議とかですね、それは、もちろん、そういうことを国に対して要請していくようにしていますし、最近では、ずーっと以前から比べますと、例えば、容器包装リサイクル法だとかですね、家電のリサイクルだとかですね、そういう形で生産者にそういうところが及ぶような形にだんだんってきているんだろうと思います。なかなか市の段階でできることっていうのは限られてますし、今、おっしゃられた市内の小売業者さんにですね、何とかしてくれてと言っても、なかなか難しいところがありまして、全国的な動きだろうとは思いますが、これも消費者、それから私たちごみを処理する地方公共団体がですね、そういったところがですね、声を上げていかなければ変わらないものだという具合に思いますので、そういう声はですね、機会あるごとにやっていきたいという具合に思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

J委員、何かございます。はい。

(J委員)

今、紙の問題ということで出たんですが、苫小牧市さんでは雑紙回収ということでやられるんでないかと思いますが、実際、市民の方にですね、説明する場合、今のご説明では、先ほどから話し聞いてますと、あくまでも集団回収に先に行きますよと。そして、それで集団回収で回収できない部分の雑紙なのか。集団回収の中で、例えば、集団住宅の... アパートの方々の出した紙も回収して、別にそれを回収するのか。その辺のところはどうなんでしょうか。

(会長)

その辺の見通しですね。はい。よろしく願いいたします。

(若林室長)

まだ、雑紙につきましては、詳細設計できていないものですから、その内容について、まだちょっと踏み込めないんですけども、基本的には集団回収で、今、通常やっております、紙、新聞紙、雑誌、ダンボール、こういったものを誘導して、まず集団回収。雑紙につきましては、最近では札幌市が、一応、例として大きく取り上げられておりますので、札幌市のような具合を想定しながらやっておりますが、札幌市も非常にその後のごみ... 資源の取り方として、要は容りに行く部分と、RPFだとかそういった資源に行く部分だとかっていうような分け方もしてますので、そこら辺につきましては、まだ、設計の段階に行っておりません。これにつきましても、逆に言うと皆様からのご意見も踏まえながらやっていきたいと思っておりますけども、まだ基本的にはまず集団回収でやれるものをもっと充実させようというのが第一弾ですね。それから、あと家庭で集団回収以外でいろんな今度、今、私どもが考えている紙マークの付いたもの、そういったものを中心に、紙マークが付いていない部分のものを、お菓子箱だとか、そういったものも出てくるかと思っております。そういったものもどこまで範囲として入れていくのか。要は、先ほど部長が言ったように、市民へなるべく負担をかけない形で、紙を資源化して行くという、その誘導して行く考え方でおりますので、トン数等も、どのぐらいの量になるかについても、その種類によって、また、若干変わってくると思っております。そういった組成もまだ正確なものできておりませんので、今後、そういったものに向けてやっていきたいと思っておりますので、まだ、ちょっとJ委員が求めているところまで、レベル行っていないものですから、申し訳ございませんが、そういったような回答でお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、その他といたしまして、何かありましたら、事務局よりお願いをいたします。

(若林室長)

それでは、資料、今回3が付いてございます。これについて、少しお話をさせていただきたいと思っております。資料3ではですね、「家庭ごみの有料化について」の答申につきましては、本審議会でのこういった内容をベースに作成していく、というようなこととなりますが、他の用務と重なり審議会に出席できなかったり、会議の都合上、発言を差し控えられる委員さんがいらっしゃるだとか、そういったこともあるかと思っております。

そこで、出来る限り、委員の皆様のご意見を反映したいという、そういったことと、情報の共有をしたいということでございまして、ここにあります用紙がございますので、感想でもかまいませんので、何かございましたら、私どもの方に郵送していただければと思います。今回につきましては、一応、11月5日というような考え方でおりますけれども、広くこういった意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、こういった意見書を作らせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ただ今の説明に対しまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

はい。

(E委員)

たいしたことじゃないんですけど、こちらのところで、表面が第4回、裏面が第5回で、今日は第5回。

(若林室長)

そうです。第4回の部分の抜粋したものを、一応、前回こういったものがございましたということを一応書いてございます。ここには、第4回の方は。表面は。1ページ目は、9月に行いました有料化のときの、皆様からいただいたご意見が、ここに無記名ですけども、ご発言者は無記名になっていきますけども、こういったような内容がございましたということの結果論でございます。今回、裏面の第5回でございまして、今回、いろんな、1から4までこちらの方でご説明いたしましたけど、この中で、今、おっしゃらなかったことでも、後から思いついたことでも結構でございますけども、そんなことで、ご感想等がございましたら、郵送していただければ思っております。

(E委員)

要するに、すみません。細かい話なんですけど、この表面のですね、記入欄というのは、ここは関係ない。書きなさいってことですか。前回、思い... ここに載っている意見以外に前回出た方がですね、何か付き加えたい、何かいれたいよって言う場合には書いてください。今日は5回の裏側のところで、各項目で思いついた事柄等を書いてくださいってこと。はい、どうもすみません。

(会長)

毎回、全員がそろうというわけではございませんで、欠席者もいらっしゃるということで、こういう様式のを事務局で考えたということでございますので、ご協力よろしくお願いいたします。

他にございませんか。無いようでしたら、事務局はございますか。はい。

(若林室長)

それでは、最後になりますけども、私ども次回、第6回の審議会につきましては、11月18日(木)13時30分からの開催を予定してございます。後日、正式にご案内を申し上げます。その時には、ま

た審議資料、今回も送らせていただきましたが、次回も審議資料となるものを事前に送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。それから、前回もお願いしてございますが、この資料につきましては、できればファイルの中に収めていただいて、次回もお持ちいただければと思っております。また、第4回を9月、今回、第5回、第6回を11月というような予定をしております。いつも、本日もご熱心なご審議をいただいておりますが、この後でございます。11月の後でございますが、12月にまた審議会を開催したいと思っております。これ第7回目となろうかと思いますが、これにつきましては、今まで、11月の審議を終えた後のこととなりますが、そういった今までの審議会を踏まえまして、意見集約等を行いたいと思っております。日程については、今のところ、12月16日（木）となっております。皆様におかれましては、時節柄、大変お忙しい中とは存じますが、ご出席の程よろしくお願いいたしますと思ひまして、お願いとご理解をいただきたいということでお話をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

（会長）

はい、それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。委員の皆様には、ご熱心なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。また、次回もよろしくお願いいたします。本日はご苦勞様でございました。